

新型コロナウイルス感染対策 学校施設等使用ガイドライン

令和5年3月13日(改正)
河津町教育委員会

令和5年3月13日より学校施設(各学校グラウンド、体育館、中学校武道場)の利用について、使用する団体等は以下の点に留意し使用するようお願いいたします。

1 利用の条件

施設利用者は、当ガイドラインを遵守し、感染症予防を徹底すること

2 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 2) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 3) 他の利用者との距離(2m以上を目安)を確保すること
- 4) 施設利用前後のミーティングや懇親会においても、三密を避けること

3 マスクについて

マスクの着用については、個人の判断に委ねられるものではありませんが、スポーツを行っていいない際や会話をする際にはマスクの着用を推奨します

4 利用者が運動スポーツを行う際の留意点

- 1) 十分な距離の確保
 - ア 利用者相互が接触するような行為は避けること(練習方法の工夫)
 - イ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め周囲の人となるべく距離を開けること
- 2) 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- 3) タオルの共用はしないこと
- 4) スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、次の点に配慮して適切に行うこと
 - ア 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うこと
 - イ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること

5 スポーツ用具の管理

学校等のスポーツ用具を使用する場合は、利用後に消毒すること

6 観客の管理

- 1) 施設内に入場させる場合は、観客同士が密な状態とならないよう観客者の人数を減らす。
- 2) 大声での声援は送らない
- 3) 会話は控えること

7 施設内の環境

- 1) 換気
利用前・利用後には換気をし、1時間毎に5分以上を目安として換気をする
- 2) 施設の維持管理
モップ等でしっかりと汗を拭きとること
アルコールによる床の清掃は行わないこと
手の触れた場所は消毒をすること

8 その他

- 1) 施設利用時に出たごみは、持ち帰ること
- 2) 施設利用後、5日間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、施設管理者に速やかに報告すること